学校(園)における地震発生時の安全確保

学校(園)においては、地震等災害発生時に予想される危険を予測し、それに備える対策を講じておかなければならない。

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震は、児童等が在校していない時間帯で起こったため、学校管理下での責任を問われることはなかったが、児童等の在校時や登下校中等の安全確保や学校危機管理の在り方などに多くの課題が提起された。児童等の安全を確保し、被害を最小限に留めることを基本に据えた学校防災体制の整備が重要である。

1 災害発生時の初動体制の確立

児童等の安全確保と避難所になった際の円滑な運営のために、関連機関や地域と密接な連携を図り、学校防災本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行う必要がある。

学校防災本部の設置例

本部長(校長)

総 括 班

- ・校長、教頭及び班長を中心とした教職員で構成。
- ・各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、教育委員会との連絡 にあたる。
- ・被害状況に応じ、第二次避難場所への避難、応急対策の決定、児童等及び教職員の安全確保に万全を期す。
- ・避難所の運営のために必要となる業務について、連絡調整を行う。

安否確認・避難誘導班

- ・地震の揺れがおさまった直後に活動を開始し、児童等・教職員の安否確認、 負傷者の有無及び被害の規模を推定する。
- ・避難の必要性を判断し、避難誘導を行う。
- ・クラス全員の安否を確認し、総括班に報告する。
- ・就業時以外の時間帯に発災した場合は、児童等・教職員の家族の被災状況 及びその安否を早急に確認する。

安全点検・消火班

- ・校内や近隣の巡視を行うほか、被害状況を点検し、安全を確認するととも に、第二次避難場所及び避難経路を確保する。
- ・出火防止に努め、火災が発生した場合は初期消火活動を行う。
- ・二次災害等の危険防止のために、必要な措置を講ずる。

救 護 班

・建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。

救 急 医 療 班

- ・養護教諭及び救命・救急の経験者(講習を受けた者)等で組織。
- ・救護班、安否確認・避難誘導班との密接な連絡をとりながら、負傷した児 童等・教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努める。
- ・必要に応じ、病院等の専門医療機関との連携を図る。

保護者連絡班

- ・児童等の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。
- ・引き渡しカードを準備し、引き渡す相手が児童等の保護者又はその代理であることの確認及び対応した教職員を記録する。

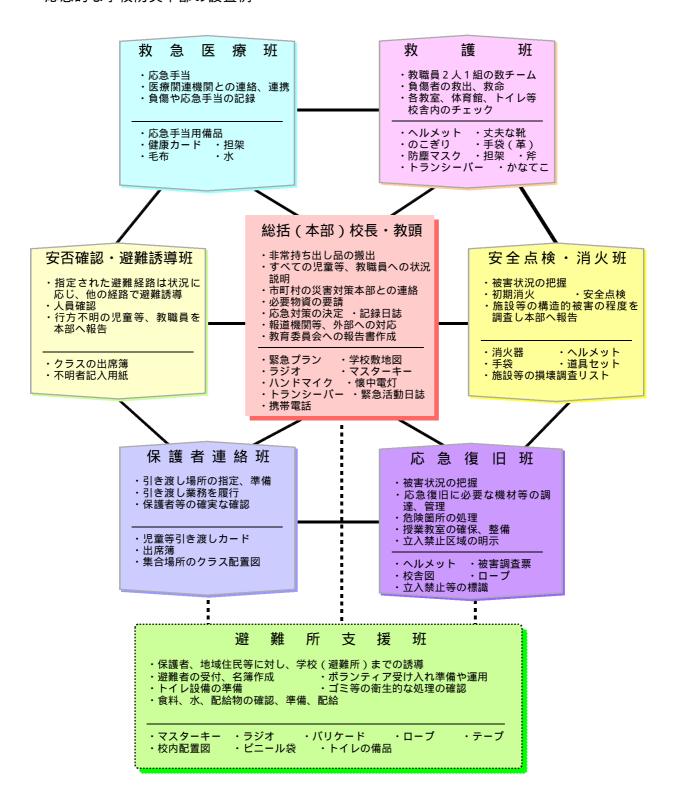
応 急 復 旧 班

- ・校内応急復旧に必要な機材や児童等への食料及び寝具等の調達、管理にあたる。
- ・応急教育への移行に際し、児童等の教科書や学用品等が滅失した場合の対応にあたる。

避難所支援班(当該校が避難所となった場合)

- ・在校している児童等の安全の確保を図り、学校が避難所として安全に運営 されるための措置を講じるとともに、避難所内の保健衛生に配慮する。
- ・ボランティアの受け入れやコーディネートのほか、外部からの援助を受け 入れる。
- ・避難住民のための水、食料その他の救援物資などの受け入れや管理を行う。

学校防災本部は上記の体制が基本であるが、発災の時間帯等によっては校長、教頭等が不在である場合や全教職員が参集できない場合も考えられ、担当者不在の班が機能しない可能性がある。このため、当初人数が少ない場合には、応急的な学校防災本部を設置し、いくつかの役割を兼務するなど、対応可能な教職員の数、被害状況に応じて柔軟な対応することが可能な緊急のシステムの整備を図ることが必要である。

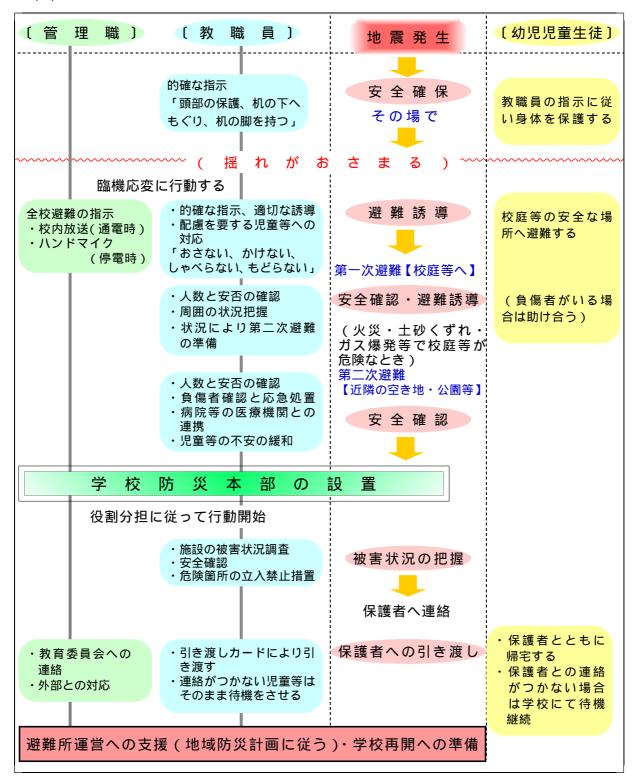


*上記の例においては、例えば安否確認・避難誘導班に所属する教職員は、担当者が不在の場合、保護者連絡班、救急医療班の業務を担うこともある。さらに、被害の程度、不在教職員の数、災害発生後の時間経過の中で、より広範囲の業務を担う可能性があることをあらかじめ認識しておくことが必要である。

2 地震発生時別の基本対応(教職員の緊急マニュアルと初期行動例)

様々な時間帯に地震が発生した場合の基本対応例を(1)~(3)に示した。各学校(園)においては、様々な条件の下での児童等の安全を確保する方策を具体的に検討し、万一に備えるとともに、児童等には訓練等を通し、自ら身を守る方法を指導する必要がある。

(1) 在 校 中



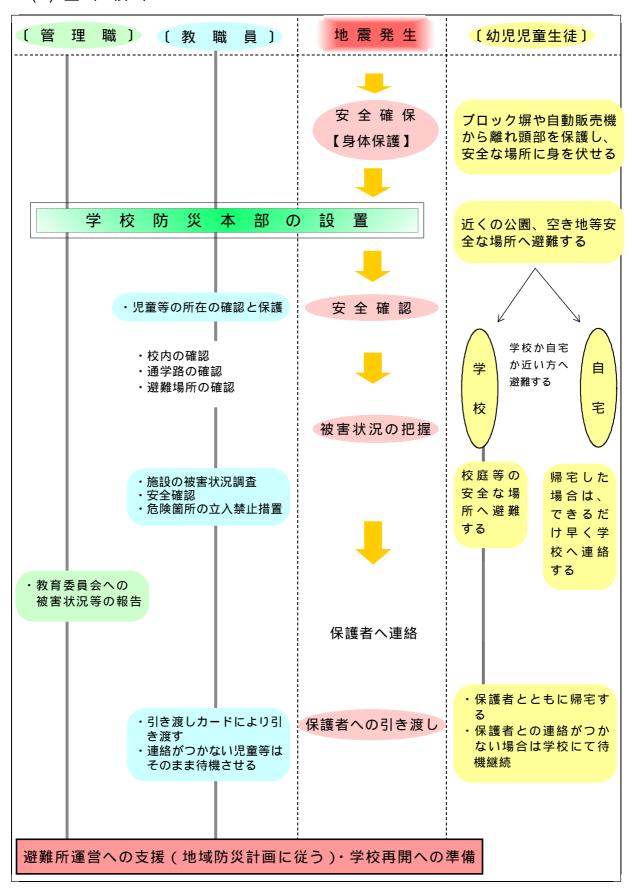
安全確保の基本

	土涯体の奉件	
	授業中の対応(対応の基本)	休み時間、放課後等の対応
	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下	・危険物を避け、体を低くする。(机の下へ)
安	にもぐり、机の脚をしっかり持つ。	・教職員がその場にいなくても、児童等自ら
全	・教職員は冷静に的確な指示を与え、安心さ	安全な行動がとれるよう、日ごろから指導
確	せるような声をかけ続ける。	しておく。
保	・火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具	・近くにいる児童等に指示や声かけをし、不
	のコンセントを抜く。	安や恐怖心を和らげる。
	・避難口を確保する。	・教職員は近くにいる児童等や担当学年、学
	・転倒、落下の恐れのある物から、児童等を	級の児童等の安全確保と掌握に努める。
	遠ざける。上履き等をはいているかどうか	
	確認する。	
避	・負傷者の応急処置をする。	
	・避難経路・避難場所の安全を確保する。	・避難について全校に指示する。
	・本部の指示により避難を開始する。(状況	・教職員は分散して、各教室、体育館、トイ
難	によっては指示を待たずに避難開始)	レ等をチェックする。
	・近くにいる教職員で協力して、児童等を列	
	の前後から守りながら誘導する。	
誘	・頭部を保護しながら避難させる。	
	・盲・ろう・養護学校等においては、小グル	
	ープで手をつながせたり誘導ロープ等を持	
導	たせたりして避難させる。	
	・重傷の場合は、救急隊に連絡し、その到着	
	まで付き添う。	
	・車椅子使用等の児童等は、安全な場所に待	
	機させた後、順次避難させる。	
安	・避難場所では、名簿等により人員を確認し	・人員確認ができる体制を速やかに整える。
否	本部に報告する。	
確	・不明者の発見に努める。	
認		

場所別の初期行動

場所	具 体 的 な 行 動
教 室	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかり持つ。
特別教室	・作業中であれば、危険物から離れる。
	*実験器具棚、調理用具棚、工具棚、実験器具、工具、アイロン、ディスプレ
	イ等
体 育 館	・体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し姿勢を低くす
	る。(建物の構造等により、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある。)
プ ー ル	・プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
廊下や階段	・窓ガラス、蛍光灯の落下を避け中央部で姿勢を低くする。近くの教室の机の下
	にもぐる。
トイレ	・頭部を保護して動かずにいて、少しドアを開き、閉じ込められないようにする。
運動場	・校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、フェンスや体育器具等倒壊の危険性
中 庭	のある物から離れる。体を低くする。

(2) 登下校中



	学 校 の 対 応
	・児童等の通学路について安全点検を行い、点検結果を保護者及び児童等に周知する。
安	・万一の場合に、保護者と児童等が互いに落ち合う避難所を決めておくよう指導する。
	・児童等が自主的に判断し、避難行動をとることが原則となるため、地震に対応する力を高 *
全	めるよう日ごろから防災リテラシーの育成を図る。
	・交通機関を利用する児童等には、災害が発生した時は現場の指示に従うよう指導し、同時
確	に自主的判断力の育成を図る。
	・交通機関の途絶等により、児童等が安全に帰宅することが困難な場合、保護者への引き渡
保	しまでの間、学校で保護する。
避	・揺れがおさまった後、家へもどるか学校へ避難するかについては、原則として近い方を選
難	៸៶៶៓៰
誘	・途中で避難している児童等や移動中の児童等の安全確保については、保護者と学校が連携
導	してあたる。また、そのための対応策について日ごろから協議しておく。
	・学校に避難してきた児童等への対応策を明確にしておく。
	3 (AL PERE) 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
安否	・帰宅できたかどうか等、児童等の安否確認ができるよう連絡体制を整備しておく。
情報	

*防災リテラシー

自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動を迅速に取れる能力。

(3) 学校外の諸活動中

〔管理職〕〔教職員〕	地震発生	(加田田辛先生)
	地 震 発 生	〔幼児児童生徒〕
	L	
・地形や周囲の状況を判断 して、安全確保の指示	安 全 確 保	・安全な場所に身を伏せる
・交通機関を利用している時は、乗務員等の指示に		・教職員の指示に従う
従う	_	
	+	
・揺れがおさまるのを待っ て、安全な場所へ避難さ せる	最寄りの安全な場所へ避難	
6.2		
・児童等の安全確認及び負 傷者の手当てをする		
・テレビ、ラジオ、電話等 で地元の被害状況の把握		
・地元の公共機関への連絡、 必要に応じ、救援要請を		・教職員とはぐれた時は、動き回らずに安全を確
行う		保する
	学校(園)への連絡	
・学校(園)へ連絡、状況を報 告し指示を受ける		
・学校から教育委員会へ報告 ・学校から保護者への連絡		
・教育委員会の指示を受ける とともに、地元公共機関へ 救済要請	+	
- X 府安丽 ・県外での学習活動中に、県内		
で大規模な地震災害が発生した場合は、学校(園)または	対 応 決 定	
教育委員会と連絡をとり、指示を受けて対応する		

教職員の対応	留 意 点
・室内では初期行動や避難方法は授業中と同	・教職員は落ち着いた態度で明確に指示し、児
じ。	童等に不安や恐怖心を与えないようにする。
・倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から、児	
童等をすばやく遠ざける。	
・狭い場所や狭い道路では、塀・看板等の倒壊	
や落下に注意し、すばやく広い場所に出させ	
ತ 。	
・海岸では津波、山間部ではがけ崩れに注意し、	
安全な場所に避難させる。	
・電車、バス等に乗車中の場合は、乗務員の指	・車中では、とっさの安全確保ができるような
示に従う。	乗車姿勢と態度を取らせておく。

宿舎に滞在している場合においては、

- ・夜間の睡眠中には、建物の構造に不慣れなことから特に混乱が生じやすい。
- ・火気使用中の場合は、火災発生の恐れがある。

などの点を踏まえた対応を行う。

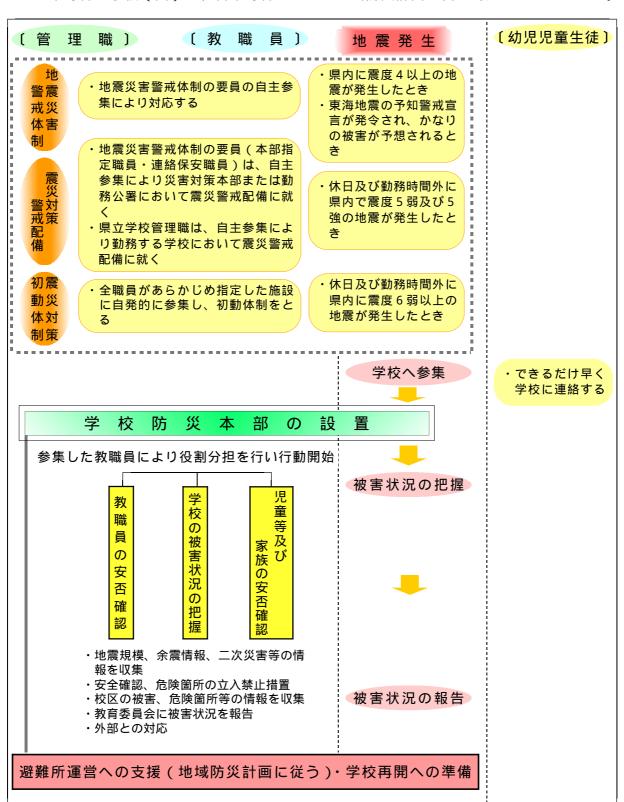
教職員の対応	留 意 点
・分担して、各部屋内の児童等を掌握し、負傷	・宿舎到着後、児童等に避難経路と避難方法に
者の確認を行う。	ついて指導しておく。
・避難経路の安全確認を行う者、避難誘導する	・避難開始前に、児童等をとり残さないように
者と分担して連携しながら建物外に出る。	人数確認を行う。

部活動等で引率中に地震が発生した場合

地下鉄・地下街からは、揺れがおさまり次第、速やかに地上に出る。教職員は児童等に リュックなどで頭をカバーさせ、落下物を防ぐ場所にすばやく避難させ、速やかに点呼、 人員の確認、けがの有無などを調べる。児童等を励ましながら、けがをした者の応急手当 をする。現地公共機関と連絡をとり、情報を得ながらその指示に従う。また、学校に連絡 をとり、対応及び状況を報告する。必要に応じて家庭へも連絡する。

(4) 勤務時間外

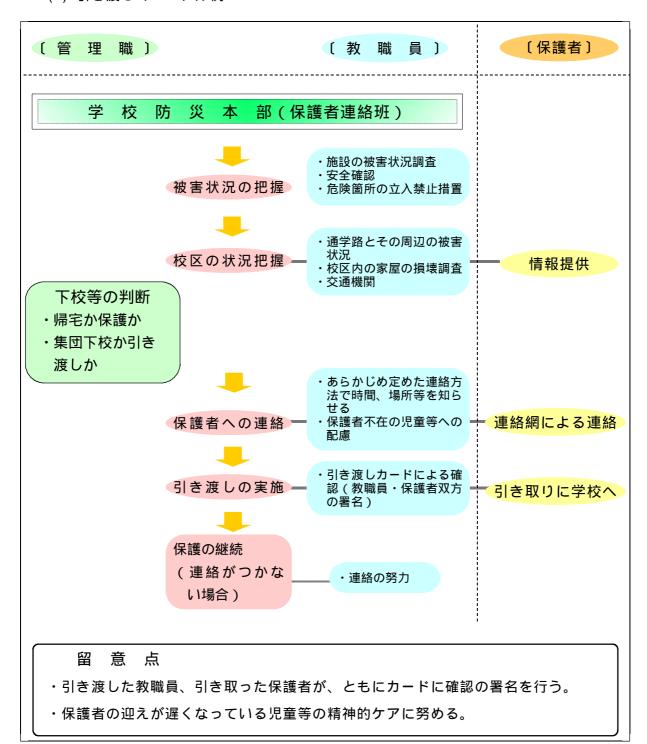
勤務時間外に地震が発生した場合は、「奈良県地域防災計画」及び「奈良県職員の震災対策初動体制マニュアル」(県立学校の場合)に基づき、対応しなければならない。 市町村立学校(園)は、各市町村が定める地域防災計画に従い対応することになる。



3 児童等の保護者への引き渡し

保護者に学校防災に関する計画を周知し、児童等の引き渡しを円滑に行うため、緊急 時の連絡カードを兼ねた引き渡しカードを作成しておくとともに、その方策について具 体的に協議するなど、非常時における速やかな連絡手段を整えておく。

(1) 引き渡しマニュアル例



(2) 児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード作成例

児童生徒氏名					性別		学年・学級	年	_	組	番
住 所											
保護者名					児童生	徒との関係		電話			
兄弟姉妹	(;	有	・無)	年	組	番氏名				
緊急時の連絡先							電話(()
引き取り者名								本人との	関係		
避難場所											
引き渡し日時		月	l E	1	時	分	教職員名				

引き取り者がいない児童等は?

児童等が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場所から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず教職員一人は側に付き、児童等に安心感を与える。落ち着いた段階で自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は貼り紙をしておき、引き取り者が来るまで学校で預かる。子どもに不安感を抱かせないように配慮することが大切である。電話が復旧すれば、勤務先又は緊急連絡先に電話する。

^{*}幼児(幼稚園)引き渡しカード例については、「教育実践編」幼稚園展開例2-資料2を 参照のこと。

4 障害児教育諸学校及び高等学校定時制課程における対応のポイント 基本的な対応については、幼稚園・小学校・中学校・高等学校(昼間部)における基本対応に準じる。ここでは、校種間の違いによって配慮を要するポイントを上げる。

障害児教育諸学校

・一人一人の障害等の状態や特性に応じた配慮を行う必要がある。

例)

- 1 様々なコミュニケーション手段の違いに留意し、意志疎通の工夫を図る。
- 2 個々の通学方法によって、緊急時の対応が異なることに留意する。
- 3 日ごろから、関係機関や周囲の人々の援助を求めやすいような工夫をしておく。

高等学校定時制課程(夜間部)

- ・ハンドマイクや懐中電灯を各教室及び必要な箇所に常時設置しておき、停電時のパ ニックを防止する。
- ・情報を正しく流し、生徒に災害状況を周知させる。
- ・避難誘導の指示があるまでその場で待機させ、安全な避難経路を確保する。
- 5 学校施設・設備の被害状況の点検・報告

被災直後には、2次災害の発生を防止し、学校施設等にどの程度の被害があったか、 緊急に点検し、立ち入りを禁止するなどの適切、迅速な措置を講じるとともに、被害状 況を県教育委員会または市町村教育委員会に報告しなければなならい。

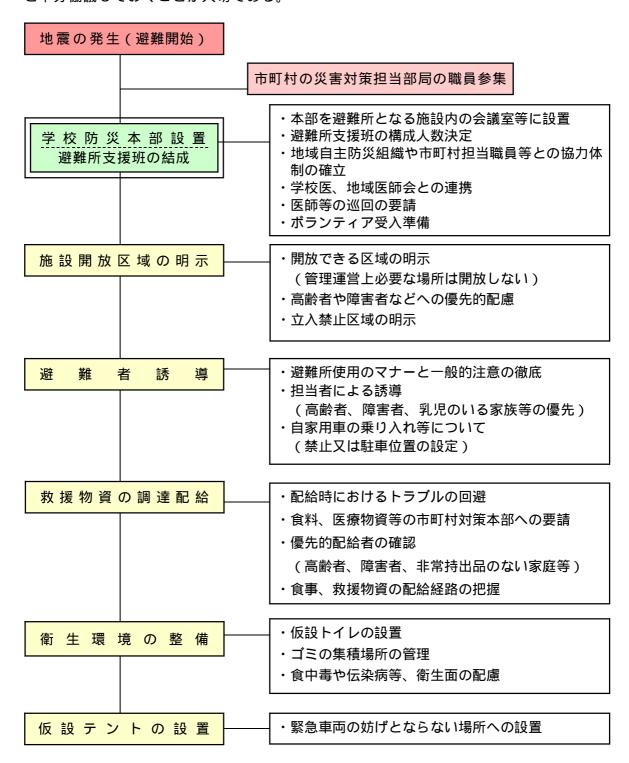
	学 校 (園) の 対 応							
安	・学校施設・設備の安全確認と整理							
安 全 確 保	・理科室等、特別教室の危険物の安全確認と応急処置							
	・危険箇所の確認及び立ち入り禁止区域の設定							
ライ	・ライフライン(電気・水等)の点検と適切な処置							
フラ	・ガスの元栓の閉鎖(点検はガス会社)							
点検の	・給水タンクの閉鎖(断水時の貴重な飲料水となるため、無駄にしない措置)							
検の	・プールの水の活用法についての検討							
復	・専門家の調査による校舎使用の可否の確認							
復旧対応	・施設・設備、備品等の被害状況の写真撮影							
応	・教育委員会、災害対策本部との連携、情報収集							

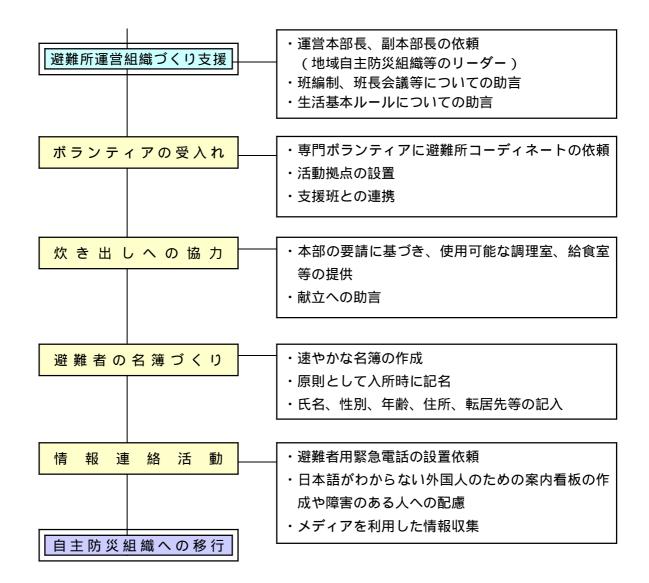
*点検については、日常の安全点検表を基に行うが、状況によっては新たな点検項目を 作成し対応する必要がある。被害状況の点検にあたっては、児童等の目の高さで見た り、さわったり、動かしたり、負荷をかけたりして、慎重に行うことが重要である。

6 避難所としての学校の対応

市町村は、災害発生時に必要に応じ避難所を開設し、その旨を住民等に周知するが、 場合によっては、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確 認の上、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設することがある。

このため、学校においては、日ごろから避難所となる場合の運営方策を練り、緊急時 に円滑な運営が図られるよう、市町村の災害対策担当部局や地域防災組織(自治会)等 と十分協議しておくことが大切である。





7 学校(園)再開に向けた対応

校(園)長は、施設・設備の被害状況や教職員・児童等の被害状況・交通機関の復旧 状況、通学路の安全確保等の状況を勘案し、教育委員会等との協議調整を図りながら、 教育活動の早期再開に向けた以下のような取組を進めるとともに、被災した児童等の心 のケアにも十分留意する必要がある。

施設・設備の安全性の確保

ライフラインの確保

通学路の安全確保

学習場所の確保 (状況によっては近隣施設、仮設教室等の確保)

授業形態の工夫

教科書、学用品等の確保

被災児童等への就学援助等

被災児童等及び教職員の心のケア対策 など